【規程番号　行法Ⅵ－001】

行吉学園給与規程

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則第 32 条、学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則第 32 条ならびに学校法人行吉学園幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園就業規則第 35 条に基づき教職員の給与に関する事項を規定する。

（給与の定義）

第２条　教職員の給与は、月々に支給する給与（以下「月例給与」という。）、賞与及び退職金をいう。

（給与の支給方法）

第３条　教職員の給与は、全額通貨で直接本人に支払い、又は本人より指定された金融機関の口座に振り込みを行う。ただし、所得税、住民税、社会保険料等法令及び契約に定められているものを控除する。

（月例給与）

第４条　月例給与の構成は、次のとおりとする。

(1) 教員月例給与

ア　基本給

イ　手　当：管理職手当・扶養手当・住宅手当・増担手当・大学院手当・兼担手当・特別業務手当・入試手当・通勤手当・超過勤務手当・職務手当（保育教諭）

(2) 職員月例給与

ア　基本給

イ　手　当：管理職手当・扶養手当・住宅手当・特別業務手当・入試手当・通勤手当・超過勤務手当・職務手当

（締切、支払、非常時払い）

第５条　月例給与の計算期間は、本条第３項を除き、当月の１日より末日（以下「月度」という。）までとし、当月の 26 日に支給する。

２　支給日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、その前日に支給する。

３　第１項の規定にかかわらず、教職員の死亡・退職・解雇に該当する場合は、給与の支給日前であっても既往の勤務に対する給与を支給する。

（中途入退職の計算）

第６条　中途入退職した者の基本給及び手当は、その計算期間中の在籍日数に応じた日割計算により支給する。

（欠勤等の取扱い）

第６条の２　欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間に対する給与（月例給与及び賞与）は原則として支給しない。この場合の時間数の計算は、分単位で行う。

2　月給者の基本給は下記の算式により取扱う。

欠勤控除額＝計算期間中の欠勤時間数／計算期間中の 1 か月あたり所定労働時間数

（円未満の端数は切捨てる）

（基本給）

第 7 条　教職員の基本給の内容は、次の通りとする。

（1）教員の基本給は、単一給とする。

（2）職員の基本給は、本人給及び能力給で構成する併給とする。

なお、第 23 条ないし第 25 条に定める超過勤務手当等及び第 32 条に定める賞与の基礎額、第 34 条に定める退職金等、人事制度の観点から、種々の算出基礎として基本給を使用する場合は、別に定めた確定拠出年金規程における掛金の選択にかかわらず、同規程に定められた選択給を含めて計算するものとする。

第 2 章　基本給

（学長及び副学長の基本給）

第8条　学長、副学長、経営改革推進室長（推進役を含む）は指定職とし、基本給は別に定める。

2　第 1 項の職を兼務している場合は、主たる職の基本給に従たる職の基本給の二分の一を加算するものとする。

（教員の基本給）

第9条　教員の等級区分は別表第 1、基本給は別表第 6 による。

（職員の基本給）

第10条　職員の等級区分は行吉学園職員人事等級規程（以下「職員人事等級規程」という。）の定めによるものとし、基本給は別表第 7 による。

（教職員の必要在級年数）

第11条　教員の必要在級年数は、別表第 2 による。

2　職員の必要在級年数及び標準在級年数については、職員人事等級規程の定めによる。

（初任採用者の等級）

第12条　初任採用者の初任格付け等級は、次のとおりとする。

（1）教員の場合

ア　博士卒：2 級・19 号俸

イ　博士卒（単位取得）：1 級・26 号俸

ウ　修士卒：1 級・18 号俸

エ　大学卒：1 級・12 号俸

オ　短大卒：1 級・10 号俸

（2）職員の場合

職員人事等級規程の定めによる。

（中途採用者の等級）

第13条　初任採用以外の中途採用者の格付け等級は次のとおりとする。

中途採用者の格付けは、採用職位決定後、標準昇給モデル年数を基に、理論的な最速モデルと最低保障ラインの間で、学歴及び別表 8（経験年数加算表）に基づく経験年数等を

勘案して決定する。なお、満 60 歳以上で採用する者については、原則として一定率（8 割）を乗じて調整する。

2　職員の中途採用者に関する取り扱いについては、職員人事等級規程の定めによる。

第３章　手　当

（管理職手当）

第14条　管理職手当は、別表第 5 に定める管理職の地位にある教職員に対して、同表に定める額を支給する。

2　役職を兼任している場合は、主たる手当に従たる手当の二分の一を加算するものとする。

（扶養手当）

第15条　扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

2　前項の扶養親族とは、教職員と生計を一にする次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者をいう。

（1）配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

（2）満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子

（3）満 60 歳以上の同居している父母、祖父母

（4）重度の心身障碍者である子及び同居している父母、祖父母

3　扶養手当の月額は、前項第 1 号に掲げる扶養親族については 15,000 円とし、同項第 2 号から第 4 号までに掲げる扶養親族については 1 人につき 5,500 円とする。

（住宅手当）

第16条　住宅手当は、別表第 3 による。

（増担手当）

第17条　増担手当は、専任教員の基準コマ数に関する規程に基づいて支給する。

2　増担手当は、1 コマにつき月額 10,000 円を支給する。

（大学院手当）

第18条　大学院手当は、大学院を担当する専任教員に対して下表のとおり支給する。

なお、「大学院を担当する専任教員」とは次の各号に該当する者をいう。

（1）大学院設置基準（昭和 49 年 6 月 20 日文部省令第 28 号）第 9 条の規定に基づき配置されている専任教員（兼担及び兼任教員を除く）

（2）大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成 11 年 9 月 14 日文部省告示第 175 号）第 1 項の規定に基づき配置されている研究指導教員または研究指導補助教員

手当区分	支給額（月額）
大学院担当手当	1,000 円
修士論文指導手当	主担当　10,000 円／学生 1 人あたり 副担当　5,000 円／学生 1 人あたり
博士論文指導手当	主担当　15,000 円／学生 1 人あたり 副担当　5,000 円／学生 1 人あたり

修士論文審査手当	主　査　10,000 円／学生 1 人あたり 副　査　 5,000 円／学生 1 人あたり
博士論文審査手当	主　査　20,000 円／学生 1 人あたり 副　査　10,000 円／学生 1 人あたり

2　修士論文指導手当及び博士論文指導手当については、研究科長が半期ごとに指導の有無を認定する。

（兼担手当）

第19条　兼担手当は、専任教員が、研修日に本学園内（大学及び短期大学）において授業を兼担した場合、月額 15,000 円を加給する。

（特別業務手当）

第20条　特別業務手当は、特別の業務を担当する教職員に支給する。特別業務手当の金額は別に定める。

（入試手当）

第21条　入試手当は、入試業務を担当する教職員に支給する。入試手当の支給対象業務及び金額は別表第 9 による。

（通勤手当）

第22条　通勤手当は、教職員が通勤のために要する交通機関の実費もしくはその一部を支給する。ただし、上限を非課税限度額とする。

（超過勤務手当）

第23条　超過勤務手当は、教職員（管理職を除く）が所定の就業時間を超えて勤務することを命じられた場合に、その勤務した時間に応じて、別表第 4 に定める算式に従い計算した額を支給する。

（1 年単位の変形労働時間制に関する超過勤務手当の精算）

第23条の 2　学校法人行吉学園幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園就業規則第10条の規定に基づく 1 年単位の変形労働時間制を適用する期間が所定の対象期間より短い教職員（管理職を除く）に対しては、その教職員の適用期間を平均し、1 週あたり 40 時間を超えて勤務した時間（前条の規定による超過勤務手当を支払った時間を除く）に応じて、別表第 4 に規定する時間外勤務の算式中の係数を 0.25 として計算した額を支給する。

（深夜勤務手当）

第 24 条　深夜勤務手当は、教職員が深夜（午後 10 時以降翌日午前 5 時まで）に勤務することを命じられた場合に、別表第 4 に定める算式に従い計算した額を支給する。

（休日勤務手当）

第25条　休日勤務手当は、教職員（管理職を除く）が法定休日に勤務することを命じられた場合に、別表第 4 に定める算式に従い計算した額を支給する。

（職務手当）

第26条　職務手当は、幼保連携型認定こども園において教職員の技能・経験に応じて主幹保

育教諭の職位または別表第５の２に定める職務を任命した者に対して、同表に定める額を支給する。

第４章　昇　給

（定期昇給）

第27条　定期昇給は年１回、４月度の月例給与をもって行う。

（定期昇給の種類等）

第28条　定期昇給の種類は次の通りとする。

（1）教　員：2 号俸昇給する。

（2）職　員：年齢による定期昇給及び能力定期昇給

なお、能力定期昇給については、毎年の人事考課による。

２　教員については 65 歳をもって昇給停止とし、職員については本人給 52 歳、能力給は 60 歳をもって昇給停止とする。

（昇格昇給）

第29条　昇格により上位の等級に格付けられた教員には 2 号の特別昇給を行い、上位の等級に昇格させる。

２　職員の昇格昇給は、別表第 7 の能力給表の昇格昇給額を加算して、上位の等級に昇格させる。

（特別昇給）

第30条　学園に対する貢献度及び発揮能力が顕著であると認められる者については、特別昇給を行うことができる。

第５章　賞　与

（賞与の時期）

第31条　賞与は、原則として毎年 6 月 26 日及び 12 月 10 日を支給日とし、支給対象期間に在籍し、かつ支給日に在籍する教職員に支給する。なお、支給日に関する取扱いについては、第５条第２項に準ずる。

（賞与の基礎額）

第32条　賞与の基礎額は、教職員が受けるべき基本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合算額とする。

２　前項に定める基本給、扶養手当及び管理職手当は、６月期については５月、12 月期については 11 月の額とする。

（賞与の支給率等）

第33条　賞与の支給率は、原則として国家公務員の支給率に準ずる。なお、職員については、一部勤務成績を勘案して支給する。ただし、学園の業績や経営状況等により増額または減額して支給することがある。

2　賞与の支給対象期間は、6月期を12月1日～5月31日、12月期を6月1日～11月30日とし、勤務した日数に応じて按分して支給する。

第6章　退職金

（退職金）

第34条　退職金は、別に定める退職金規程により支給する。

第7章　雑　則

（補　足）

第35条　その他この規程の実施及び給与の支給等に関して必要なことは理事長が定める。

附　則

1　この規程は、平成16年10月1日より施行する。

2　この規程実施の日、現に在職する教職員に対する在職者調整の基準は、別に定める。

3　行吉学園給与規程（昭和55年4月1日施行）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附　則

この規程は、平成17年6月1日より施行する。

附　則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附　則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附　則

この規程は、平成19年6月26日より施行する。

附　則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附　則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

2　この規程の施行日前日において、就業規則の定めに基づき欠勤する者が、施行日以降、同一の理由により継続して欠勤する場合は、第 6 条の 2 の規定に関わらず従前の規定を適用する。

附　則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

〈別表第１〉

教員

等　級	職　位
５級	教　授
４級	准教授
３級	講師・助教
２級	研究助手
１級	助　手

（注）保育教諭については、1～3 級を運用し、1 級は一般保育教諭、2 級は主幹保育教諭、3 級は園長・副園長とする。

〈別表第２〉

教員

等級・職位	必要在級年数 （必要経験年数）
５級・教授	－
４級・准教授	６年
３級・講師、助教	３年
２級・研究助手 １級・助手	６年

（注）保育教諭は 1 級 6 年、2 級 3 年とする。

〈別表第３〉

単位：円

	世帯主または 有扶養者	独立生計 かつ単身者
借家・借間	15,000	12,000
持　家	10,000	8,000

〈別表第４〉

時給＝（基本給月額＋月極諸手当）／※1ヶ月平均所定労働時間

※1ヶ月平均所定労働時間……（年間総日数－年間所定休日数）×7時間40分／12

手当名称			算式
超過勤務手当	所定外勤務		時給×1.00×所定外勤務時間
	時間外勤務	1ヶ月60時間以下	時給×1.25×時間外勤務時間
		1ヶ月60時間超	時給×1.50×時間外勤務時間
深夜勤務手当			時給×0.25×深夜勤務時間
休日勤務手当			時給×1.35×休日勤務時間

○上記月極手当には、扶養手当、臨時に支払われた給与及び１ヶ月を超える期間ごとに支払われる給与は含まない。

○時間外勤務の計算における１ヶ月とは、毎月１日を起算日とする。

〈別表第５〉

教員　　単位：円

役職	金額
学部長・短期大学部長	100,000
研究科長・部長・図書館長・園長	70,000
副園長・学長補佐	50,000
学科主任 教職支援センター長 地域連携推進センター長 古典芸能研究センター長 臨床心理センター長 学生支援センター長 ALO（認証評価連絡調整責任者） 次長	30,000
研究科専攻主任	20,000
学科副主任	15,000

職員　　単位：円

役職	金額
部長・内部監査室長	70,000
次長	50,000
課長・担当課長・室長	30,000

〈別表第５の２〉

単位：円

職位または職務	金額
主幹保育教諭	40,000
副主幹	5,000～36,000
主任（リーダー）	5,000～36,000未満

〈別表第６〉（本表は選択給を含む）

単位：円

号俸	１級助手	２級研究助手	３級助教・講師	４級准教授	５級教授
1	—	—	252,700	285,600	365,900
2	—	—	259,150	293,050	373,450
3	—	202,800	265,600	300,500	381,000
4	—	207,200	271,950	308,100	387,200
5	—	211,600	278,300	315,700	393,400
6	—	216,050	285,150	323,150	399,500
7	—	220,500	292,000	330,600	405,600
8	184,200	225,250	298,950	338,200	411,600
9	189,600	230,000	305,900	345,800	417,600
10	193,450	234,700	312,750	353,250	423,450
11	197,300	239,400	319,600	360,700	429,300
12	200,950	245,650	326,200	368,200	435,050
13	204,600	251,900	332,800	375,700	440,800
14	208,450	258,050	339,500	381,150	446,550
15	212,300	264,200	346,200	386,600	452,300
16	216,450	270,400	352,650	391,800	457,900
17	220,600	276,600	359,100	397,000	463,500
18	225,250	282,300	364,000	401,800	469,100
19	229,900	288,000	368,900	406,600	474,700
20	233,700	294,000	373,900	411,100	480,400
21	237,500	300,000	378,900	415,600	486,100
22	241,800	305,900	383,650	419,900	491,700
23	246,100	311,800	388,400	424,200	497,300
24	250,050	315,750	392,750	428,400	502,900
25	254,000	319,700	397,100	432,600	508,500
26	257,950	323,150	401,300	436,400	514,100
27	261,900	326,600	405,500	440,200	519,700
28	265,600	329,900	409,300	443,900	524,850
29	269,300	333,200	413,100	447,600	530,000
30	272,900	336,450	416,800	451,150	534,600
31	276,500	339,700	420,500	454,700	539,200
32	279,850	342,950	424,050	457,800	543,750
33	283,200	346,200	427,600	460,900	548,300

〈別表第６〉（本表は選択給を含む）

単位：円

号俸	１級助手	２級研究助手	３級助教・講師	４級准教授	５級教授
34	286,400	349,100	431,150	463,700	552,750
35	289,600	352,000	434,700	466,500	557,200
36	292,750	354,850	437,600	469,250	561,650
37	295,900	357,700	440,500	472,000	566,100
38	298,900	360,500	442,950	474,700	570,200
39	301,900	363,300	445,400	477,400	574,300
40	304,750	366,050	447,600	480,050	577,450
41	307,600	368,800	449,800	482,700	580,600
42	310,050	371,550	451,350	485,300	583,300
43	312,500	374,300	452,900	487,900	586,000
44	314,750	376,600	454,450	490,450	588,700
45	317,000	378,900	456,000	493,000	591,400
46	319,200	380,850	457,500	495,000	594,100
47	321,400	382,800	459,000	497,000	596,800
48	323,150	384,250	460,500	498,650	599,500
49	324,900	385,700	462,000	500,300	602,200
50	326,450	387,050	463,500	501,950	604,900
51	328,000	388,400	465,000	503,600	607,600
52	329,500	389,700	466,500	505,250	610,300
53	331,000	391,000	468,000	506,900	613,000
54	332,350	392,300	469,500	508,550	615,700
55	333,700	393,600	471,000	510,200	618,400
56	334,800	394,900	472,500	511,850	621,100
57	335,900	396,200	474,000	513,500	623,800
58	336,900	397,500	475,500	515,150	626,500
59	337,900	398,800	477,000	516,800	629,200
60	338,900	400,100	478,500	518,450	631,900
61	339,900	401,400	480,000	520,100	634,600
62	340,900	402,700	481,500	521,750	637,300
63	341,900	404,000	483,000	523,400	640,000
64	342,900	405,300	484,500	525,050	642,700
65	343,900	406,600	486,000	526,700	645,400
66	344,900	407,900	487,500	528,350	648,100

〈別表第６〉（本表は選択給を含む）

単位：円

号俸	１級助手	２級研究助手	３級助教・講師	４級准教授	５級教授
67	345,900	409,200	489,000	530,000	650,800
68	346,900	410,500	490,500	531,650	－
69	347,900	411,800	492,000	533,300	－
70	348,900	413,100	493,500	534,950	－
71	349,900	414,400	495,000	536,600	－
72	350,900	415,700	496,500	538,250	－
73	351,900	417,000	498,000	539,900	－
74	352,900	418,300	499,500	541,550	－
75	353,900	419,600	501,000	543,200	－
76	354,900	420,900	502,500	544,850	－
77	355,900	422,200	504,000	546,500	－
78	356,900	423,500	505,500	548,150	－
79	357,900	424,800	507,000	549,800	－
80	358,900	426,100	508,500	－	－
81	359,900	427,400	510,000	－	－
82	360,900	428,700	511,500	－	－
83	361,900	430,000	513,000	－	－
84	362,900	431,300	514,500	－	－
85	363,900	432,600	516,000	－	－
86	364,900	433,900	517,500	－	－
87	365,900	435,200	519,000	－	－
88	366,900	436,500	520,500	－	－
89	367,900	437,800	522,000	－	－
90	368,900	439,100	523,500	－	－
91	369,900	440,400	525,000	－	－
92	370,900	441,700	526,500	－	－
93	371,900	443,000	528,000	－	－
94	372,900	444,300	－	－	－
95	373,900	－	－	－	－
96	374,900	－	－	－	－

〈別表第７〉

■本人給表（本表は選択給を含む）

単位：円

年齢	本人給	１年ピッチ	年齢	本人給	１年ピッチ
18	131,500	―	36	182,500	3,500
19	134,000	2,500	37	186,000	3,500
20	136,500	2,500	38	189,500	3,500
21	139,000	2,500	39	193,000	3,500
22	141,500	2,500	40	196,500	3,500
23	144,000	2,500	41	199,500	3,000
24	146,500	2,500	42	202,500	3,000
25	149,000	2,500	43	205,500	3,000
26	151,500	2,500	44	208,500	3,000
27	154,000	2,500	45	211,500	3,000
28	156,500	2,500	46	214,500	3,000
29	159,000	2,500	47	217,500	3,000
30	161,500	2,500	48	220,500	3,000
31	165,000	3,500	49	223,500	3,000
32	168,500	3,500	50	226,500	3,000
33	172,000	3,500	51	229,500	3,000
34	175,500	3,500	52	232,500	3,000
35	179,000	3,500			

〈別表第７〉

■能力給表

単位：円

	Ｊ－１級	Ｊ－２級	Ｊ－３級	Ｓ－４級	Ｓ－５級	Ｍ－６級	Ｍ－７級	Ｍ－８級
１号昇給	750	1,125	1,250	1,500	1,875	2,000	2,000	2,000
４号昇給	3,000	4,500	5,000	6,000	7,500	8,000	8,000	8,000
昇格昇給額	6,750	7,125	16,250	18,750	21,250	22,000	18,000	
号俸	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
1		49,025	74,150	110,400	159,150	217,900	279,900	337,900
2		50,150	75,400	111,900	161,025	219,900	281,900	339,900
3		51,275	76,650	113,400	162,900	221,900	283,900	341,900
4		52,400	77,900	114,900	164,775	223,900	285,900	343,900
5		53,525	79,150	116,400	166,650	225,900	287,900	345,900
6		54,650	80,400	117,900	168,525	227,900	289,900	347,900
7		55,775	81,650	119,400	170,400	229,900	291,900	349,900
8		56,900	82,900	120,900	172,275	231,900	293,900	351,900
9		58,025	84,150	122,400	174,150	233,900	295,900	353,900
10		59,150	85,400	123,900	176,025	235,900	297,900	355,900
11		60,275	86,650	125,400	177,900	237,900	299,900	357,900
12		61,400	87,900	126,900	179,775	239,900	301,900	359,900
13		62,525	89,150	128,400	181,650	241,900	303,900	361,900
14		63,650	90,400	129,900	183,525	243,900	305,900	363,900
15		64,775	91,650	131,400	185,400	245,900	307,900	365,900
16		65,900	92,900	132,900	187,275	247,900	309,900	367,900
17		67,025	94,150	134,400	189,150	249,900	311,900	369,900
18		68,150	95,400	135,900	191,025	251,900	313,900	371,900
19		69,275	96,650	137,400	192,900	253,900	315,900	373,900
20		70,400	97,900	138,900	194,775	255,900	317,900	375,900
21		71,525	99,150	140,400	196,650	257,900	319,900	377,900
22		72,650	100,400	141,900	198,525	259,900	321,900	379,900
23		73,775	101,650	143,400	200,400	261,900	323,900	381,900
24		74,900	102,900	144,900	202,275	263,900	325,900	383,900
25	48,275	76,025	104,150	146,400	204,150	265,900	327,900	385,900

〈別表第７〉

	Ｊ－１級	Ｊ－２級	Ｊ－３級	Ｓ－４級	Ｓ－５級	Ｍ－６級	Ｍ－７級	Ｍ－８級
号俸	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
26	49,025	77,150	105,400	147,900	206,025	267,900	329,900	387,900
27	49,775	78,275	106,650	149,400	207,900	269,900	331,900	389,900
28	50,525	79,400	107,900	150,900	209,775	271,900	333,900	391,900
29	51,275	80,525	109,150	152,400	211,650	273,900	335,900	393,900
30	52,025	81,650	110,400	153,900	213,525	275,900	337,900	395,900
31	52,775	82,775	111,650	155,400	215,400	277,900	339,900	397,900
32	53,525	83,900	112,900	156,900	217,275	279,900	341,900	399,900
33	54,275	85,025	114,150	158,400	219,150	281,900	343,900	401,900
34	55,025	86,150	115,400	159,900	221,025	283,900	345,900	403,900
35	55,775	87,275	116,650	161,400	222,900	285,900	347,900	405,900
36	56,525	88,400	117,900	162,900	224,775	287,900	349,900	407,900
37	57,275	89,525	119,150	164,400	226,650	289,900	351,900	409,900
38	58,025	90,650	120,400	165,900	228,525	291,900	353,900	411,900
39	58,775	91,775	121,650	167,400	230,400	293,900	355,900	413,900
40	59,525	92,900	122,900	168,900	232,275	295,900	357,900	415,900
41	60,275	94,025	124,150	170,400	234,150	297,900	359,900	417,900

〈別表第８〉

経験年数加算表

教員

経　　歴		換算率
学校または学校に準ずる教育機関における在学期間		100/100
教育、研究等特殊の知識、技術を要する職務に従事した期間で、職位としてその経験が直接役立つもの	職員として、その経験が直接役立つと認められるもの	100/100
	その他の期間	80/100
民間における企業、団体の職員としての在職期間	職員として、その経験が直接役立つと認められるもの	100/100
	その他の期間	80/100
国家公務員、地方公務員または政府関係機関もしくは外国政府、国際機関の職員としての在職期間	職員として、その経験が直接役立つと認められるもの	100/100
	その他の期間	80/100

〈別表第９〉

手当区分		入試手当		備考
		支給基準	金額（円）	
問題作成委員手当	学力試験	１科目１試験につき	220,000	複数担当の場合は各委員に配分する
	小論文	１科目１試験につき	30,000	複数担当の場合は３人を限度とする
問題校閲委員手当		１科目１試験につき	5,000	
問題採点委員手当		１科目１試験につき	3,000	全問マークセンス方式の場合は支給しない ＡＯ入試１次選考における書類審査を含む
面接委員手当		１試験につき	3,000	
大学入学共通テスト		従事した日につき	※	大学入学共通テスト従事した場合に支給する 半日勤務従事者の手当額は 1/2 とする
職員等入試手当		従事した日につき	1,500	学園内において実施する入試当日（大学入学共通テストを除く）に問題作成、面接、採点等、他の入試手当支給対象業務を除く入試業務を担当した場合に支給する

※下記の算式により算定された額とする

（算式）独立行政法人大学入試センター交付額（「試験監督者」経費）／延従事者数（千円未満の端数は四捨五入）